

静岡県無料低額宿泊所等設置運営指導指針

1 目的

この指針は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業の開始及び運営の指導に関する指針を示し、適切な運営と利用者処遇の確保に資することを目的とする。

2 事前調整

上記事業に係る施設を開設しようとするときは、建築確認申請・用途変更等の法的手続き又は賃貸借・売買契約等の締結前に、次の手続きを経るものとする。

(1) 事前相談

ア 施設を開設しようとするときは、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課（以下「県」という。）に対し、事業開始予定日の2月前までに、施設開設の計画内容（事業計画・施設概要・運営規程・事業開始予定日等）について事前相談を行うこと。

イ 施設の予定地の選定に当たっては、当該施設の周辺地域の特性及び環境等を十分把握の上、生活環境との調和を考慮して選定すること。

(2) 福祉事務所への事前説明及び協議

県への事前相談後、速やかに、開設地の福祉事務所（町の場合は町役場）に対し、施設の開設趣旨、設備、運営等について事前説明を行うとともに、施設の利用方法、利用者処遇、近隣住民への説明方法等について事前協議を行うこと。

(3) 近隣住民等への事前説明及び協議

ア 市町への事前説明の実施後、速やかに、施設の開設趣旨、設備、運営等について近隣住民に対して事前説明を行うこと。

イ 事前説明の実施後、事業者及び近隣住民等は、次の事項について協議を行うこと。

- (ア) 事業の計画
- (イ) 施設の設備
- (ウ) 事業の運営
- (エ) 苦情処理の体制
- (オ) 地域の生活環境との調和
- (カ) その他協議の必要な事項

ウ 事前説明及び協議の実施に当たっては、法第4条の規定を尊重し、事業者は近隣住民等と相互に協力して地域福祉の推進に努めること。

エ 近隣住民等と協議により合意又は確認した事項を遵守すること。また、合意又は確認した事項について、近隣住民等が協定書の作成等の書面化を求めた場合には、協定等を締結すること。

オ 事前説明及び協議を実施したときは、5日以内にその内容について県及び市町に報告すること。また、近隣住民等と合意または確認した事項、協定等の内容についても県及び市町に報告すること。

カ アからオの過程を記録した設立説明経過報告書を作成すること。

(4) 計画の決定

ア 前項の協議に基づき、事業計画・施設概要・運営規程・事業開始予定日等を決定すること。

イ 計画を決定したときは、5日以内にその内容について県及び市町に報告すること。

ウ 2(1)から(3)の過程において、関係機関等から疑義や意見があった場合は、積極的に疑義の解消や意見を取り入れるよう努めること。

(5) 事前調査

計画の決定後、現地にて県の事前調査を行い、条例等の示す設備及び運営基準等について確認を行うものとする。

3 届出関係

(1) 事業開始届

事業を開始する際は、県に対し、事業開始前に、社会福祉法施行細則第6条の2で定める第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届（様式第4号の2）に必要書類を添付の上、届け出ること。（国、地方公共団体及び社会福祉法人の場合は、事業を開始した日から1月以内に届出を行うこと。）

ア 施設の名称及び種類

イ 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び試算状況

ウ 建物その他の設備の規模及び構造

エ 事業開始年月日又は事業開始予定年月日

オ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名

カ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

(2) 事業変更届

届け出た事項（ウ、エ（事業開始予定年月日）、カ）を変更する場合は、変更する前に、届け出た事項（ア、イ、オ）を変更する場合は、変更の日から1月以内にその旨を届け出ること。（国、地方公共団体及び社会福祉法人の場合は、変更の日から1月以内に届出を行うこと。）

(3) 事業廃止届

事業を廃止した場合は、廃止から1月以内に届け出ること。

4 調査等

(1) 調査の実施

県において、施設の適切な運営を確保する観点から、社会福祉法第70条に規定する調査を行うものであり、定期的に行うもののほか、福祉事務所等からの連絡等により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には随時に行うものである。また新規に社会福祉法第68条の2に規定する届出をしようとしている事業者に対しては、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則及び静岡県無料低額宿泊所等設置運営指導指針の趣旨、目的、内容等を説明し、遵守させるものとする。

なお、社会福祉法第70条に規定する調査対象には、無料低額宿泊所の定義に該

当しているにもかかわらず、届出していない無料低額宿泊所も含むものとする。

また調査に当たっては、居室の状況やサービスの実施状況等について、利用者から利用状況等を聴取するなど実態把握に努め、必要に応じて関係機関と連携を図ることとし、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類の検査を行う等により、経営状況の把握を行うとともに、利用契約書や管理規程等について提出を求め、実態と乖離していないか確認するものとする。

(2) 行政指導及び改善命令

上記の調査等の結果、基準に適合しない運営等が認められた場合には、その内容に応じて期限を付して改善について指導するとともに、正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合には、法第 71 条に規定する改善命令を行うものとする。

(3) 事業の制限又は停止命令

ア 改善命令に従わない場合においては、法第 72 条の規定に基づき社会福祉事業の経営の制限又は停止を命じるものとする。

また、改善命令に違反した以外にも、次に掲げる場合には事業の制限又は停止命令を行う場合があること。

- ・法第 68 条の 2 により届け出た事項について、重大な変更があった場合において、変更の事実を隠蔽するなど、意図して届出を行わなかった場合
- ・法第 70 条の調査等について、報告の求めに応じない又は虚偽の報告を行った場合、調査等を拒否や妨害、忌避した場合
- ・不当な営利を図り、又は利用者の処遇について不当な行為を行った場合
- ・利用契約時において書面を交付しなかった場合
- ・事業の内容等について誇大広告等がされている場合

イ アに掲げた事項のうち、特に、「不当な営利を図り、不当な行為を行った場合」に該当する場合とは、次のような行為が想定されるものであり、このような場合は、入居者保護の観点から、指導や改善命令を経ずに、法第 72 条の規定に基づき事業の制限停止命令を行うものとする。

- ・契約に基づかない曖昧な名目での不当な料金の受領
- ・強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知など、不当な手続きによる契約の締結
- ・入居者からの契約解除を認めない、契約解除等に際して損害賠償額をあらかじめ設けるなど、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結
- ・契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理
- ・入居者の生命又は又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為

なお、届出を行わず無料低額宿泊所を運営している場合にも、不正な営利や不当な行為が確認された場合には、法第 72 条の規定に基づき事業の制限停止命令を行う場合があること。

(4) 罰則

事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、法第 131 条の規定により 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等に該当するものであること。

附 則

この指針は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。